

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成28年度の保険料等について

平成28年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。



【保険料の計算方法】

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は、町民福祉課町民生活グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
「希望カード」が必要な方は、町民福祉課町民生活グループまでお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンター ゆくり内) ☎ 26-7871
 お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

ご存知ですか？

就労継続支援B型「デイワーク里工房ほっとす」

町では、平成27年4月から「まちなか交流館しゃべる」内に、障がいのある方の生産活動の提供や就労に必要な知識の向上等を目的に、就労継続支援B型事業所「デイワーク里工房ほっとす」を開設し、施設の運営を指定管理者のNPO法人ゆうあいネットあつまが行っています。

障がいがあっても働きたい…けれど…

- ・ ストレスや対人関係などがつらくなり、仕事を辞めた。
- ・ 年齢や体力的な面でつらくなり、仕事を辞めた。
- ・ 本当に自分に仕事ができるか不安だ。

こうしたお悩みをお持ちの方の「働きたい」という思いが実現できるよう、就労継続支援B型「デイワーク里工房ほっとす」が支援します。

質問1 利用できるのはどのような方ですか？

- 身体・知的・精神に障がいのある方、難病のある方で、主に以下の方です。
- ① 就労経験があり、年齢等の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 50歳に達している方または障害基礎年金1級を受給している方
- ※①②以外の方でも利用できる場合がありますので、ご相談ください。



まちなか交流館
しゃべる

質問2 どのような作業をしているのですか？

北海道でも3カ所しかない「大豆まるごと」豆腐や油揚げを生産しています。職業指導員が、利用される方の状況に合わせて作業を教えてください。



店内奥が「デイワーク
里工房ほっとす」

質問3 利用できる曜日や時間はいつですか？

利用できるのは、月曜日から金曜日までの平日午前9時30分～午後4時30分までです。利用される方の体力などに合わせて、利用曜日を相談することができます。送迎のサービスもありますので、お車が無い方でも安心して利用できます。

お問い合わせ先 町民福祉課 福祉グループ (総合ケアセンター ゆくり内) ☎ 26-7872
 デイワーク里工房ほっとす (まちなか交流館しゃべる内) ☎ 29-7023

新しいまちづくり計画を策定しました

平成26年度から策定作業を進めてきました「第4次厚真町総合計画」が策定されました。概要については、全戸配布の「ダイジェスト版」をご覧ください。

また、詳しい内容については、下記の閲覧場所もしくは町ホームページでご確認ください。

閲覧場所：役場本庁舎、青少年センター(図書室)、厚南会館(上厚真支所)

お問い合わせ先 まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

安平・厚真行政事務組合のページ

ルール違反！

問合せ 安平・厚真行政事務組合
TEL:0145-22-3151

- きちんと分別してください
- 有料指定ごみ袋に入れてください
- 収集日が違います
- 大型ごみです
- 容器のキャップ(ふた)・ラベルを必ずはずしてください
- 紙類として指定袋に入れてください

ルール違反のごみ…改善してから出しましょう

分別されていないごみや有料指定袋以外での排出等、間違った出し方をしている方に正しく出し直すよう注意するために、警告ラベル(左図)を貼っています。

ラベルが貼られた場合は、理由を確認し、ルールを守ってごみを出し直してください。

【ラベルを貼る事例】

きちんと分別してください▶正しく分別して、出してください
(ラベルの余白部分に理由を記載しています)

収 集 日 が 違 い ま す ▶収集日を確認し、正しい収集日に出してください。

警告ラベルを貼られるごみ袋は、周囲の方々に迷惑がかかります

財 政 状 況 地方自治法の規定に基づいて、平成28年3月31日現在の安平・厚真行政事務組合会計の歳入歳出、財産、地方債の状況についてお知らせします。

予算の執行状況 (平成28年3月31日現在)					(単位:円)
歳 入	予算現額	収入済額	収入率%	備 考	
分担金及び負担金	185,118,000	185,118,000	100.0%	(内訳) 安平町:121,335千円 厚真町:63,783千円	
使用料及び手数料	30,449,000	28,893,970	94.9%	ごみ処理手数料、大型ごみ処理券、ごみ袋売払手数料等	
財 産 収 入	4,180,000	4,210,317	100.7%	アルミ・スチール缶、鉄くず等売払い等	
繰 入 金	2,449,000	2,449,000	100.0%	基金の取崩 (高圧受電設備修繕、手すり等取付工事)	
繰 越 金	716,000	716,424	100.1%	26年度繰越金	
諸 収 入	676,000	1,273,355	188.4%	再商品合理化抛入金配当、PETボトル有償入札抛入金配当等	
歳 入 合 計	223,588,000	222,661,066	99.6%		
歳 出	予算現額	支出済額	執行率%	備 考	
議 会 費	167,000	151,400	90.7%	組合議会経費	
総 務 費	23,552,000	22,970,474	97.5%	事務局職員人件費、事務費等 組合監査委員経費	
衛 生 費	191,604,000	178,230,171	93.0%	ごみ処理委託、処理場維持管理費、苫小牧市広域負担金等	
公 債 費	7,265,000	7,263,424	99.9%	施設整備のため国などからの借入金の償還	
予 備 費	1,000,000	0	0.0%		
歳 出 合 計	223,588,000	208,615,469	93.3%		

地方債の状況		組合財産状況	
地方債とは、一定の基準を満たす事業の財源として、組合が国などから借り入れた長期的な借入金です。		建 物	2,264.12 m ²
		物 品	車両4台
		基 金	31,849千円
		※ 物品は、購入金額百万円以上を記載しています。	

区 分	平成28年3月31日 現 在 残 高
一般廃棄物処理事業債	
最終処分場適正閉鎖事業(H15-16)およびストックヤード施設整備事業(H21-22)の償還	37,835千円

お問い合わせ先 安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
町民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンター ゆくり内) ☎ 26-7871

厚南会館に介護予防運動機器を設置しました

平成27年4月1日に介護保険制度が改正され、町は平成28年3月1日から総合事業を開始しました。総合事業とは、地域の中で高齢者の生活を支える、地域のみなで一緒に取り組む介護予防活動など自主的な取り組みを応援する制度です。

町では、自主的な介護予防活動を応援するため、5月から厚南会館に介護予防運動機器を設置しました。利用方法については下記のとおりです。ぜひ、多くの町民の方の利用をお待ちしています。

利 用 日 時	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分 (土・日・祝日、12月31日～翌年1月5日を除く) 〈夜間〉火曜・金曜午後6時30分～午後8時 ※8月31日までの試用期間として、週2回夜間解放します
利 用 料	無料
利用対象者	①介護保険第1号被保険者(65歳以上) ※要介護1～5に認定されている方は除く ②高齢者の介護予防を支援する活動に関わる者 ③要介護認定を受けている方で町長が特に必要と認める者
講 習 日	ご希望日時 (包括支援センター職員と調整の上、決定します)
必 要 な 物	動きやすい服装・タオル・室内専用の運動靴



設置された介護予防機器

注意：初めて利用される方は、必ず運動機器利用講習を受講してください。

お問い合わせ先 町民福祉課 地域包括支援センター(総合ケアセンター ゆくり内) ☎ 26-7872

町道豊沢富野線交通規制のお知らせ

町道豊沢富野線の道路工事のため、下記の期間で車両の通行止めを行います。工事の詳しい日程につきましては、工事着手前に町ホームページでお知らせします。



- 工事名
町道豊沢富野線道路改良舗装工事
- 工事期間
平成28年6月中旬～平成28年9月20日
- 通行止め予定期間
平成28年6月下旬～平成28年8月31日
- 発注者
厚真町役場

地域にお住まいの皆さんや通行される方にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先 建設課 土木グループ ☎ 27-2451